

緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第5弾） ～ 改めて自粛のお願いと休業要請の改定等 ～

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、県外との交流自粛が要となるとの認識の下、4月23日法律に基づく休業要請等を行い、対象施設については25日午前0時から休業等の対応をしていただいているところです。

しかしながら、その後も、要請に応じていただけない施設、県外から多数の利用客が見受けられた施設がありましたので、下記のとおり県民の皆様に対し改めて自粛をお願いするとともに、施設に対し休業要請等のさらなる強化をするので、改めてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改めて自粛のお願い

- (1) 引き続き不要不急の外出について、強く自粛をお願いします。
- (2) 県外との往来の自粛及び大型連休中の本県への帰省、県外への帰省については、強く自粛をお願いします。
- (3) 咳や熱などの症状がある場合、決して無理をして外出しないようお願いいたします。
- (4) 生活用品の買い出しについても、家族全員で行くのではなく、必要最低限の人数で行くようお願いいたします。
- (5) やむを得ず、本県に帰省等された方は、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いします。別荘やリゾートマンションに来られる方も同様の対応をお願いします。管理人においても本制度の周知にご協力ください。

県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル 電話 073-441-2170
FAX 073-431-1800
インターネット登録 <https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L>

2 休業要請の改定等

- (1) 法的な休業要請への切り替え
スーパー銭湯等【床面積の合計が1000㎡超の施設】
「2 特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」から
「1 営業自体の自粛の法的要請をする施設」に切り替え
令和2年4月28日午前0時から緊急事態措置が出ている間
- (2) 法第45条による法的措置の検討
パチンコ屋、性風俗店、インターネットカフェ
- (3) 県外からの受入自粛について、重ねてのお願い
大型古本屋 特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設に追加
道の駅（地域振興施設） 設置者（市町村）へさらに強力に働きかけ
農産物直売所 レジでチラシの配布
釣具、えさ店 受入のさらなる自粛の働きかけ
- (4) 補完措置
 - ・ 釣場（漁港等）近隣の県営駐車場を閉鎖
 - ・ 南紀白浜空港において到着時にサーモグラフィーによる検温及び感染症予防の注意喚起
 - ・ 県境部を中心に、看板の設置や道路情報板の活用により、県外との往来自粛をさらに要請

3 集団生活を行っている施設へのお願い

- (1) 職員の方は、自らの健康観察をして、異常があれば絶対業務に従事しないようお願いします。
- (2) 食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
- (3) 施設内で何らかの症状のある人は、速やかに保健所に連絡してください。
- (4) 面会については基本的には自粛をお願いします。どうしてもという場合は、少なくとも施設内に入らないようにして対応してください。

4 和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部内に支援本部を設置

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響で厳しさを増す状況において、休業要請の有無に関わらず、より幅広く新型コロナウイルス感染症により困っている方々に対する支援を全力で行うため、副知事を本部長とする、支援本部を令和2年4月28日に新たに設置します。

支援本部には、「総合支援相談窓口」と「支援策検討チーム」を設置し、現在活用できる支援メニューの紹介、個別相談、業界の方々との議論を踏まえた、制度の上乗せ等の検討を実施します。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）	
危機管理・消防課：小川、撫養（むや）	内線 2273
防災企画課：笠松、瀬川	内線 2272
災害対策課：楠本、平田	内線 2261